

医薬発0304第5号

令和7年3月4日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療提供体制推進事業（電子処方箋の活用・普及の促進事業）の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療提供体制推進事業（電子処方箋の活用・普及の促進事業）実施要綱」を定め、令和7年4月1日から適用することとしたので、通知する。

別 紙

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）医療提供体制推進事業（電子処方箋の活用・普及の促進事業）実施要綱

1. 目的

この事業は、都道府県が第四期医療費適正化計画に基づき実施する電子処方箋の活用・普及に向けて、都道府県がその環境整備として行う医療機関等への導入費用の助成事業を実施することにより、電子処方箋の活用・普及に資することを目的とする。

2. 事業の実施主体

事業の実施主体は、都道府県とする。

3. 事業内容

都道府県は電子処方箋の活用・普及の促進施策の実施に向けて、電子処方箋運用開始施設の確実な確保等の環境整備を図るため、都道府県が定める電子処方箋に関する取り組みに協力する保険医療機関・保険薬局に対して、令和 7 年 9 月 30 日までに導入完了した電子処方箋に関する導入費用の一部を交付すること。

4. 経費の補助

本事業の実施に要する経費については、別に通知する「令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）の国庫補助について」（令和 7 年 3 月 4 日厚生労働省発医薬 0304 第 64 号厚生労働事務次官通知）の別紙「令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）交付要綱」により、予算の範囲内で補助するものとする。